



# 洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度各事業の実績状況について

計画内容				平成27年度の取組内容			平成28年度の方向性	
基本目標	施策の展開	主な事業項目	No	個別施策	取組内容	実施状況	課題	
<b>③体験・交流活動の推進</b>								
			1	子育て学習センター・すこやか子育てセンター	子育てに関する相談・指導、情報提供、親子活動、育児サークルの育成・支援など、総合的な子育て支援を行います。他の関係機関との連携を図り、地域の子育て支援の拠点として事業を実施します。	市内2ヶ所の子育てセンターにおいて、両親教育インストラクターのコーディネートにより様々な事業を実施し、就園前の子を持つ親を対象に、親としての知識の向上、親子関係づくり、参加者間の仲間づくり等を推進した。 プチマトメイト、年齢別サークル、募集事業、親子ふれあい体験教室、淡路3市の交流会を実施し、述べ27,000人が参加した。	少子化や母親の職場への早期復帰、幼稚園・保育園への入園の増加により、参加者は減少傾向にある。	他課が実施する少子化対策、人口増加事業との連携を図り、子育てに関する安心感がさらに深まるような事業を展開する。
			2	まちの子育てひろば事業	子育て中の親子が気軽に集い、園庭開放や子育て相談等、親子のふれあいを通じて仲間づくりをし、さらにその中で子育ての悩みを話し合ったり、お互いに情報交換ができる場を確保します。	市内公立保育所(園)で毎月1回、園庭開放を実施した。		継続実施
			3	児童センター(児童館)	児童の健全育成の中核的役割として、地域の子どもの遊びや文化活動等の活動内容の充実にも努めるとともに、放課後児童健全育成事業、まちの子育て広場事業等の実施を通じて、子育て支援活動を充実させます。また、地域活動に対しての支援も強化し、地域の活性化と教育力の向上を促します。	児童に健全な遊びの指導を通じて、健康の増進と情操を豊かにすることを目的とし、将棋・囲碁教室、茶道教室、おやつ教室、手芸教室、英会話教室、折り紙教室、季節行事などを開催した。年間292日開設、児童館利用9,986人、児童センター利用5,861人		継続実施
			4	自然や文化にふれあう活動の充実	子どもたちが自然のすばらしさや大切さを学んだり、地域の文化を尊重し、継承していくことができるよう、自然や文化等にふれあう活動の充実に努めます。	淡路文化史料館において、企画展示や、地域の歴史・文化に触れる体験講座を開催した。  すもとっ子野外活動教室「自然体験集い」を実施し、自然にふれあう活動を実施し、小中学生33名が交流を図った。	企画展示の充実、体験講座の拡充が必要である。  運営スタッフの人員確保が難しい。	平成27年度事業を検証し、より多くの子どもたちに参加してもらえるような事業を展開す。子どもたちのニーズの把握に努め、継続的に青少年健全育成を推進する
			5	県民交流広場事業	小学校区を単位としたコミュニティを対象に、住民組織による身近な活動の「場」作りと活動の充実を支援します。	事業実施を行っているそれぞれの小学校区を単位として地域において、地域住民が主体となった組織により地域特性を生かした事業を実施した。		継続実施
			6	スポーツ活動	スポーツを身近に親しめるよう、子どもや親子で参加できる活動の充実・提供を図ります。また、事業を広く普及させ、活動の参加を促進します。	市民スポーツ大会、レクスポーツフェスティバルの開催、また、アジャタ体験教室及び大会を開催した。また、アスリートネットワーク事業を展開した。	各事業の充実を図ることが必要である。	平成27年度各種事業の検証を行い、子どもたちの健全育成に努めるよう事業を展開する
			7	地域交流・国際交流	国内外の姉妹都市提携を結んでいる市町を中心に、親善を目的とした文化・スポーツなどをはじめとする交流事業を実施します。	国内姉妹都市(新ひだか町、美馬市):8月には剣道、10月にはテニスを通じて、子どもたちが交流を行った。 国外姉妹都市(ハワイ島、ヴァンワート市):ヴァンワート市へ高校生10人を含む訪問団を派遣。また、ハワイ島から訪問団が来市し、高校生などが異文化交流を行った。		引き続き、文化やスポーツを通じて、国内外の姉妹都市と交流を図る。
			8	図書館	児童図書の収集・提供、視聴覚ライブラリー等の充実、幼児・児童を対象にした読み聞かせなど、図書館の施設や資料の整備を図るとともに、活動内容を充実させます。	昨年度から引き続き、ブックスタートやおはなしかいなどの行事を継続して行った。2015年5月から配本の範囲を大野小学校と由良小学校にまで広げ、市内の各小学校に月1回定期的に回っている。また5月より読書手帳を開始した。 昨年度に比べ、おはなしかいに参加してくれる親子が100組程増加傾向であり、また配本先の拡大や、読書手帳を開始したことで児童書の貸出数が6,000冊ほど増加した。	子どもたちや学校からの要望になるべく応えていきたいと思う反面、人手が足りないのではなかなか手が回りづらく感じることがある。	図書館に来館してくれる子どもたちのためにも、昨年度以上に絵本や児童書を充実させるだけでなく、利用しやすくするために本の配置の変更も考慮していく。
			9	学校支援地域本部事業	地域住民による学校教育活動の支援により、学校・家庭・地域の連携協力を図るとともに、地域に根ざした教育活動を充実させます。	・中学校の図書室の環境整備ボランティアを定期的に行い、ボランティアが 自発的に活動日を調整し、回数を増やして活動した。 ・地域の高齢者にボランティア活動への参加を呼び掛けた。 ・ボランティアに携わっている人に呼びかけ、研修会を開催し、次年度以降の取り組みについて協議した。	継続して支援活動をしていただくためには、地域コーディネーターは学校と地域を結ぶ役割であることを再確認し、多くの地域住民からの支援を得られるように小中学校の需要を的確に把握し情報を発信していく方法を確立していくことが必要	地域や住民の協力を得ながら少しずつ取組を上げ、子ども教育環境の充実や学力向上を図る。
<b>④地域団体・グループ活動の促進</b>								
			1	子ども会活動	子どもの主体性と自主性を尊重した活動を推進するために、引き続き活動の援助・指導を行い、子ども会活動を促進します。	市子ども会の募集事業として「すもとっ子クラブ」を実施した。活動内容はクラブ会員による会議で企画されている。クラブ会員は市内の小学4～6年生で学校の垣根を越え、かつ異年齢での団体活動を通じて、リーダーシップや集団内での役割を認識する力を養っている。そのほか、将棋大会や折り紙飛行機コンテストなど長年続くイベントを開催した。 イベント年間15回開催(内8回は年間会員の子ども達が企画し進めていく年間を通しての事業) 延べ動員児童・生徒数 約500名	市子連本部では活発に事業をできているが、参加者に偏りがあり市内全域に子ども会活動を波及できていない。	各単位子ども会に対して、ノウハウや簡単な遊びの伝授など、子ども会活動の助けとなることを期待して、市子連本部と各地区単位子ども会の連携を強化に努る。
				子どもと地域高齢者の交流事業	子どもたちが高齢者との交流を通じて地域の文化にふれ、地域の人々と豊かな関係性を築きながら成長していくことができる環境づくりを推進します。	老人大学淡路学園の講座で受講生と五色地区の保育園児との交流会を開催した。	老人大学以外で高齢者と交流できる機会を検討する必要がある。	老人大学以外で高齢者と交流できる機会を検討する。
			3	少年少女スポーツ団体活動	スポーツを通じて子ども同士の交流を促進するために、少年少女スポーツ団体による各種スポーツ活動を支援します。	洲本市体育協会により少年少女スポーツクラブ(30クラブ)活動費の一部を支援した。		継続して支援する。
			4	スポーツクラブ21活動	小学校区単位での地域スポーツクラブ(スポーツクラブ21)の活動を通じて、地域における世代間交流を促進します。	市内全スポーツクラブ21会員参加の「スポーツクラブ21交流大会」(8種目)を開催した。	世代間交流を促進する観点から、新たな種目を取り入れることが必要である。	新たな種目の取り入れを検討する。
			5	ボランティア活動等の推進	地域に根ざした活動やボランティア活動などへの支援により、活動の活性化を図り、子どもの参加を促進します。	洲本市社会福祉協議会を通じ、様々なボランティア活動や小地域福祉活動の支援を行った。	ボランティア活動や小地域福祉活動の周知と参加促進	ボランティア活動や小地域福祉活動の周知と参加促進。

# 洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度各事業の実績状況について

計画内容				平成27年度の取組内容			平成28年度の方向性
基本目標	施策の展開	主な事業項目No	個別施策	取組内容	実施状況	課題	
<b>2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり</b>							
<b>(1)子どもや母親の健康の確保</b>							
<b>①母子保健の充実</b>							
		1	母子健康手帳の交付 妊婦健康相談	妊娠中の健全な生活を送ることができるように、母子の健康管理を行うための母子健康手帳を交付します。交付時には個別相談も随時実施し、医療機関との連携により事業の充実を図ります。	母子健康手帳交付と同時に個別相談を行い、心身ともに健全な子どもの出産に向けて適切な指導を行うことにより、母体の健康の保持と妊婦の不安に対し支援している。また、必要に応じて、電話や訪問による個別相談を継続的に実施した。	保健師、助産師が継続的に支援が必要な妊婦はフォローしているが、妊娠中を通しての妊婦のニーズがわからない。	妊娠中の妊婦のニーズを把握し、妊娠中の相談体制を充実していく。
		2	乳幼児健康診査	3～4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児と定期的に実施している健康診査では、乳幼児の健康保持・増進、疾病の早期発見に努めるとともに、親の育児支援など幅広い健診内容の充実を図ります。定期健診で要観察の子どもに対しては、精密健康診査、相談・指導などの継続支援を行うことで、育児不安の解消を図ります。	生後3か月～3歳まで必要な月齢で健康診査を実施し、保護者が子どもの成長発達について理解し、子どもの成長に合わせた関わりについて考えていけるよう支援している。また、保護者の不安に寄り添いながら不安軽減を図り、保護者が自分自身の問題に向き合い、どうしてよいかを考えて行けるように支援した。		継続実施
		3	訪問指導(妊産婦・新生児)	妊産婦・新生児の家庭を訪問し、子どもの発育、栄養、環境、疾病予防に留意し、日常生活や育児についての指導を行い、親の不安解消を図ります。	妊娠の経過と共に身体の状態が変化し精神的にも不安定になりやすい時期に、妊娠の継続と出産、産後に向けて安定した状態で過ごすことができるよう支援している。また、新生児の発育、栄養、環境、疾病予防に留意し、適切な指導を行うとともに、新生児期に母が不安なく育児できるよう支援した。	妊娠中に継続的な支援が必要なハイリスクケースは母自身に問題意識がないことが多い。また、産婦は、出産後、里帰り出産から戻ってきた時に不安が高くなる傾向がある。	妊娠期の支援について検討していく。里帰り出産後は、積極的に新生児訪問をしていく。
		4	各種相談事業	妊婦(母子健康手帳交付時)、7か月児等を対象に発育・発達状況及び子育て中の不安について把握し、子育てしていく力を育むよう、育児や栄養、歯科相談を実施します。	保護者が自分の子どもの発達状況がわかり、子どもの生活(食のリズム・内容・量)を見ることで、今後どうしていったらよいのか見通しを持つことができ、保護者の不安が軽減し、子育てできるように支援した。		継続実施
		5	こころの相談	親の育児不安に対し、子育てに自信を持てるよう支援します。	臨床心理士による保護者の育児不安、精神的ストレスに対する相談を行い、子育てに自信を持つことができるよう支援した。	広報や子育てカレンダーで情報提供しているが、そこからのつながりはない。	必要なタイミングで専門職から保護者へアプローチし、相談につなぐ。
		6	発達支援相談	専門家と保護者が一緒に子どもの発達状況を確認し、総合的な発達指導を行います。また、保護者の子育てに関する不安感・孤立感にも対応し、子どもの発育・発達を支援します。	専門職による発達検査、相談により子どもの発達がわかることで、発達に合わせた関わりがわかり、保護者が必要な支援ができるように支援した。		継続実施
		7	保育所等における発達支援 巡回相談	保護者が安心して子どもの就学を迎えることができるように、地域において就学前の子どもや保護者が適切な支援を受けられる体制を確保します。	5歳児の保護者を対象に相談票を配布、専門職による保育所(園)で子どもの様子の観察等を通し、保護者と子どもの発達を共有することで保護者が発達がわかり、就学に向けての見通しが持てるように支援する。		継続実施
		8	遊びの教室(ぼんたランド)	洲本市みなと元気館において、就園までの言語・社会性の発達に遅れのみられる子どもと保護者に対し、親の悩み・不安に共感し、子どもの持つ特徴を理解・受容し、成長を喜び合える支援を行いながら、育児力を育みます。	月1回開催し、自由遊び、設定遊び、保護者同士の交流を通して、保護者が子どもの発達を意識することで発達が分かり、子どもの発達に合わせた具体的な関わりなど次回までの見通しを持てるように支援した。	対象となる親子で、未参加者がどんな課題が残されているか把握できていない	未参加者のニーズをつかむ
		9	予防接種事業	子どもを感染症から予防するため、完全に予防接種が受けられるよう、個別接種の推進を図るとともに、保護者への啓発により接種率を向上させます。	定期予防接種の予診票発行、行政措置予防接種の接種券発行。新生児訪問時に、予防接種の接種方法について説明。乳幼児健診時に未接種者への接種勧奨。ジフテリア破傷風については、中間期に接種勧奨。MR2期は、10月と2月に接種勧奨の機会を増やした。		H27年度同様、接種率の維持、向上
		10	乳幼児期の事故予防	乳幼児に多い転倒、溺水、誤飲等の事故に関して、乳幼児健診・相談事業での集団教育、個人相談やパンフレットの配布等を通じて、事故防止についての啓発を推進します。	乳幼児に多い転倒、溺水、誤飲等の事故に関して、乳幼児健診・相談事業での集団教育、個人相談やパンフレットの配布等を通じて、事故防止についての啓発を推進した。		継続実施
		11	乳幼児医療費の助成	小学校3年生(9歳に達した日以降の最初の3月31日まで)の乳幼児が健康保険による診療を受けた時の医療費の自己負担分を助成します。所得制限がありますが、0歳児にはありません。	27年度実績 助成件数52,768件 助成額105,936,870円	医療費の増大	27年度と同内容の予定

## 洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度各事業の実績状況について

計画内容				平成27年度の取組内容			平成28年度の方向性
基本目標	施策の展開	主な事業項目No	個別施策	取組内容	実施状況	課題	
<b>2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり</b>							
<b>(2)小児医療等の充実</b>							
<b>①小児医療の充実</b>							
		1	洲本市応急診療所 休日・夜間の小児救急医療	休日・夜間の小児の急病に対応するため、医師会等の協力のもと、小児救急医療体制及び応急診療所の設備の充実に努めます。	洲本市・南あわじ市・洲本市の3市合同の事業として夜間及び休日における小児救急医療を輪番担当医院及び洲本応急診療所で確保し、安定した初期救急医療体制を確保した。 ・休日の小児救急 洲本市応急診療所 9:00～17:00 ・夜間の小児救急 小児夜間救急電話センター 22:00～6:00 *トリアージにより診療が必要な場合 当日の担当医療機関を案内	医師の確保	継続実施
<b>②不妊に対する支援</b>							
		1	特定不妊治療費助成事業	県で行っている特定不妊治療費助成事業(体外受精及び顕微授精を受ける夫婦に対し、治療費を一部助成する事業)のPRに努め、周知を図ります。	県で行っている特定不妊治療費助成事業(体外受精及び顕微授精を受ける夫婦に対し、治療費を一部助成する事業)のPRに努め、周知を図った。	不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの強化を図る。	不妊治療助成金の創設
		2	不妊に関する相談事業	県で行っている不妊に関する治療や悩みについての相談事業のPRに努め、周知を図ります。	不妊に関する治療や悩みについての相談を受けると共に、必要な専門機関につないだ。		上記事業実施と共に不妊に悩む夫婦の相談を受けると共に、必要な専門機関との連携を図る。

# 洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度各事業の実績状況について

計画内容				平成27年度の取組内容			平成28年度の方向性
基本目標	施策の展開	主な事業項目No	個別施策	取組内容	実施状況	課題	
<b>2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり</b>							
<b>(3)子育てに配慮した地域環境の整備</b>							
<b>①安心して外出できる環境の整備</b>							
		1	公共施設等の整備	公共施設において、親子トイレ、授乳コーナー、ベビーカーで移動するためのエレベーターの設置など、子どもや親子連れに配慮した子育てバリアフリー等の施設整備を推進します。また、民間施設等への働きかけも行います。	現在建設中の洲本市役所新庁舎にキッズスペース、エレベーターを設置した。		継続実施
		2	道路の整備	子どもや親子連れが安心して行動できるよう、通園、通学路の安全点検、歩道の確保や段差の解消、点字ブロックの設置などを計画的に実施し、安全かつ快適な歩行空間の整備を推進します。	通学路交通安全プログラムに基づき7校の小学校を対象に通学路の安全点検を実施し、指摘のあった要対策箇所8箇所全てを対策実施した。		通学路を含む交通安全点検を実施。
		3	公共交通網の利便性強化	公共交通網の整備、公共交通機関との協力・連携によって、安全性とサービスの向上を図り、利便性を強化します。	洲本市地域公共交通基本計画を策定した。	地域ごとに異なる交通実態	新規コミバスの導入
<b>②子どもの遊び場の整備・充実</b>							
		1	公園緑地の整備	自然環境や歴史資源に配慮しながら、緑化や児童遊具の整備・充実や、幅広い年齢層の住民が憩い交流できる場として特色のある公園緑地づくりを推進します。さらに、地域住民の参加による良好な公園緑地づくりを促進します。	所管課において年1回以上の遊具の定期点検を実施した。	市内に分散する小規模な既存広場の管理・活用	地域住民を交え適正な維持管理を行うと共に、公園の長寿命化を図る。
		2	自然と親しめる場の確保	緑や親水空間など豊かな自然資源の保全と活用を図り、子どもが自然と親しむことができる場の充実に努めます。	風致地区申請(許可:6件、通知2件)	風致地区・国立公園などの自然的景観を背景にしたレクリエーション拠点としての活用	風致公園となっている大浜公園などを活用。
		3	児童センター(児童館)	<再掲>			
		4	良好な景観づくり	うるおいとやすらぎのあるまちづくりを進めるため、地域固有の自然や歴史、文化遺産を活かしながら都市緑化を効果的に進め、良好な景観の形成を図ります。	風情ある住まいづくり支援事業(淡路瓦:26件、敷地内緑化:8件) 風致地区条例の申請(許可:6件、通知2件) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例の申請(10件)	各種規制・制度の周知	現状の制度を活用しつつ良好な景観の形成を図る。
<b>③子育てに快適な住環境づくり</b>							
		1	市営住宅等の整備	周辺環境に配慮した適切な市営住宅等の維持管理とともに、建替えや既存ストックの活用等に当たっては、地域環境との調和や多様な家族構成、子どもをはじめ高齢者・障害のある人への配慮、子どもが安全に遊べる広場を確保するなど、多様なニーズを踏まえて、良好な市営住宅等の整備を推進します。	平成27年度建替え実績なし。 既存市営住宅の空家修繕時に手すりを設置した箇所 12箇所	既存ストックの改修時における環境への配慮と、多様なニーズへの対応を検討する。	建替え予定なし。 既存ストックの活用について、配慮する。
		2	宅地開発の誘導	民間の宅地開発については、法に基づいた適正な指導を行うとともに、地域の実情等を勘案し、適正な開発を誘導します。	開発許可申請(3件) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例の申請(10件)	各種規制・制度の周知	法律・条例に基づき、適正な開発の誘導に努める。
		3	住環境の整備	快適な生活環境を確保するために、安全性・快適性に配慮しながら生活基盤施設の整備を進め、住環境の整備・充実を図ります。	快適な生活環境の確保に向け、生活基盤施設の整備を進めた。	幹線管渠の工事がほぼ完了し、各戸の排水処理をすべく、面整備をすすめる必要がある。	幹線から各戸への面整備を進める。
		4	シックハウス対策	市営住宅をはじめ、園舎や校舎などの子どもを取り巻く建築物について、適正な環境調査を実施するとともに、市民に対してシックハウスに関する意識啓発を行い、子どもにとって安全・安心な環境づくりを推進します。	H27年度実績(0件)対象物件なし。	制度の周知	建築物環境衛生管理基準に基づき、調査の実施に努める。

## 洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度各事業の実績状況について

計画内容				平成27年度の取組内容			平成28年度の方向性
基本目標	施策の展開	主な事業項目No	個別施策	取組内容	実施状況	課題	
<b>2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり</b>							
<b>(4)ひとり親家庭等の自立支援の推進</b>							
<b>①ひとり親家庭等への支援の充実</b>							
		1	ひとり親家庭への相談事業	ひとり親家庭の抱える様々な悩みに対して、適切な助言・指導を行うことができるよう、母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員等関係機関との連携を強化し、相談・指導体制の充実を図ります。	主な連携件数 警察 19件、県健康福祉事務所 14件、教育委員会 8件、保健師 10件、保育所 5件、社協 4件 等	相談内容が複雑化していることから、一層の関係機関との連携が重要となる。	引き続き関係機関と連携を図りながら相談業務に取り組む。
		2	ひとり親家庭への経済的支援	児童扶養手当の支給、医療費の助成、ひとり親家庭に対する貸付や教育費等の援助など、ひとり親家庭に対して経済的支援を行います。また、各種制度を周知します。	女性相談員1名を配置し、各種制度の周知、説明を行い、総合的な支援を行った。		引き続き総合的な支援に努める。
		3	ひとり親家庭への生活支援事業	ひとり親家庭の自立を促進するため、母子生活支援施設を有効活用します。また、父子家庭に対する家庭援護サービスの実施を検討します。	平成27年度母子生活支援施設への入所 1世帯		引き続き対応を行う。
		4	ひとり親家庭への就業支援	母子・父子自立支援員、福祉関係機関、公共職業安定所等と協力し、ひとり親の就業促進を図ります。また、自立支援教育訓練、高等技能訓練促進等の雇用対策、母子・父子福祉資金の貸付等に取り組み、ひとり親家庭の自立と生活の安定を図ります。	自立支援教育訓練給付金 0件 高等技能訓練促進給付金 2件 母子・父子福祉資金貸付 6件		引き続き事業の推進を図る。
		5	家庭生活支援員の派遣(婦人共励会委託事業)	児童養護施設への子育て短期支援、ひとり親家庭等の日常生活を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。	子育て短期支援事業 0件	関係機関との連携を図り、ニーズを的確に把握する必要がある。	引き続き支援につなげる。

## 洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度各事業の実績状況について

計画内容				平成27年度の取組内容		平成28年度の方向性
基本目標	施策の展開	主な事業項目No	個別施策	取組内容	実施状況	
<b>2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり</b>						
<b>(5) 障害児施策の充実</b>						
<b>① 障害のある子どもとその家庭への支援</b>						
		1	障害児保育	障害のある子どもも障害のない子どもとの交流を深めることができるよう、障害のある子どもに適した保育内容を検討するなど、受け入れ体制を整備します。	公立保育所(園)での集団保育を通じ、心身に障害のある児童の健全な育成と社会性の発達を促進するとともに、健常児との相互理解を深めた。	継続実施
		2	障害児保育・特別支援教育の充実	保育所・幼稚園・学校等において、保育士・教職員の加配や研修等の実施により、障害のある子どもの保育・教育環境の充実に努めます。	公立保育所(園)において、受け入れる障害のある子どもの障害の程度に応じた保育士の加配を適切に行うとともに、研修を受講することにより知識・スキル等の習得に努めた。	継続実施
		3	療育体制の充実	早期に適切な療育を受けることができるよう、療育機関、こども家庭センター等関係機関との連携を強化します。また、日常生活への支援を行い、保護者の負担を軽減するとともに、障害のある子どもの在宅生活の維持・向上並びに、障害のある子ども及びその家族の福祉の向上を図ります。	児童サービス利用者129名(H28.3月時点)の全てに対して、障害児相談支援のサービスを提供し、円滑な児童相談支援を実施した。また、児童発達支援等のサービスについて、市内に新たなサービス提供事業所が設置され、身近な場所で受けることができるサービス提供体制の充実に努めた。	新たにサービスを利用する児童への対応のために、相談支援専門員の養成が求められている。
		4	育成医療	身体に障害のある子ども、または支援を要する子どもが指定育成医療機関に入・通院し、早期に治療を行い、比較的短期間のうちに障害の軽減を図ること及び生活能力の向上を目的に、医療の給付を行います。	18歳未満を対象とした育成医療について、27年度の給付決定の状況は次のとおり。(育成医療) ・給付件数 5件 ※内訳 肢体3.視覚1、音声言語1	法令等に基づき、対象者に適正に給付を行うとともに、身体障害者手帳等の交付時に制度の周知を図る。
		5	養育医療	身体の発達が未熟なまま出生した乳児は、生後すみやかに適切な処置をすることが必要であるため、指定養育医療機関に入院した際に、養育に必要な医療の給付を行います。	平成27年度 助成件数24件 助成額2,134,521円	子どもの出生数は減少しているが、高齢出産は増加しており、未熟児の出生数は増える予想される。今後、養育医療においても助成件数及び助成額が増加すると思われる。
		6	福祉手当等の支給	障害のある子どもやその家族のより安定した生活を保障するために、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等各種手当の支給を行います。また、各種制度を周知します。	各種手当の対象となりうる方が的確に受給できるよう、障害者手帳の交付時等に市窓口で制度の説明を行った。また、市ホームページにおいても、主要福祉施策について掲載し、周知を図った。 なお、各種手当の受給状況は次のとおり(平成27年度中) ・特別障害者手当 82人 ・障害児福祉手当 26人	法令等に基づき、対象者に適正に給付を行うとともに、障害者手帳等の交付時に制度の周知を図る。
		7	発達障害児を持つ親の会(マーチの会)	保護者同士の交流・情報交換を通して、子どもの特性を理解し、子育てに自信が持てるよう支援します。	実施回数:7回。参加人数:実13人、延47人 保護者同士で話し合うことで、気持ちを共感してもらえる場となっている。小学生から社会人までの子どもを持つ保護者が参加しており、経験談を聞くことで先の見通しをもつことができている。	進学や就労など社会に出て行くところでの不安や困難をもつ親子の問題が解決されていっていない。

## 洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度各事業の実績状況について

計画内容				平成27年度の取組内容			平成28年度の方向性
基本目標	施策の展開	主な事業項目No	個別施策	取組内容	実施状況	課題	
<b>3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり</b>							
<b>(1) 子育て支援ネットワークづくり</b>							
<b>① 地域の子育て支援の活動拠点づくり</b>							
		1	活動施設・拠点の確保	子どもや子育てに関わる活動機会の充実を図るために、保育所、幼稚園、小・中学校、公民館など身近な地域の各種施設を有効に活用していきます。	各種施設を有効活用し子育てに関わる活動機会の充実を図った。 全ての保育所(園)において、毎月1回定期的に園庭開放を実施しています。	施設の利用時間等の充実を図るための人員確保	有効活用できる施設の充実を更に図る。 継続実施
		2	子育て学習センター・すこやか子育てセンター	<再掲>			
		3	児童センター(児童館)	<再掲>			
<b>② 地域の子育て支援のネットワークづくり</b>							
		1	親子ふれあい体験教室	子育て学習センターにおいて、就園前の子どもと保護者等を対象に、親子でのふれあいの機会や遊びの場を提供するとともに、悩み相談等も実施します。	親子でのふれあい遊びや自然体験を通しての仲間づくり・父親の育児参加のきっかけづくり・野外などでの原体験遊び・異年齢の子どもの関わりを図った。 季節の行事や運動会、島まつりや高田屋祭りの踊りに参加など1,300組3,000人が参加した。	少子化や母親の職場復帰、幼稚園・保育園への入園の増加により、参加者が減少傾向にある。	親子でのふれあい遊びや自然体験を通して様々な関わりを図る。
		2	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携強化	民生委員・児童委員、主任児童委員の地域における活動の支援を行い、連携強化を図ることで、より地域に根ざした子育て支援を実施します。	民生委員・児童委員の見守り活動を通じ、地域のつながりを支援した。	特になし	見守り活動の推進
		3	洲本市すこやか子育て連絡会の連携強化	「洲本市すこやか子育て連絡会」を構成する関係機関・団体同士で積極的な情報交換を行うなど、連携を強化し、子育て支援サービスのネットワーク化を図ります。	毎月子育て連絡会を開催し、実施に係る課題等積極的な情報交換により連携を強化した。	行政関係団体以外の外部機関との連携が図りにくい。	さらに連携を強化を図り子育て支援サービスの充実を図る。
		4	未就園児とその保護者への交流の機会づくり	保育所・幼稚園等に通園していない、孤立しがちな未就園児とその保護者に対して、園庭・園舎の開放や親子登園等を通じて、相談や交流機会の提供を行います。	全ての保育所(園)において、毎月1回定期的に園庭開放を実施した。 保育所・幼稚園等に通園していない、孤立しがちな未就園児とその保護者に対して、相談や交流機会の提供を行った。 年2回、未参加の新生児の保護者あて募集案内を送付した。	少子化や母親の職場復帰、幼稚園・保育園への入園の増加により、参加者が減少傾向にある。	保育所・幼稚園等に通園していない、孤立しがちな未就園児とその保護者に対して、相談や交流機会の提供を行う。
<b>③ 相談体制の充実</b>							
		1	保育所相談事業	身近な相談場所として、いつでも気軽に保育所が利用できるように、保育士等による相談を行います。	日常的な保育を通じ、保護者に対し積極的なコミュニケーションを図るよう努めた。		継続実施
		2	悩み相談	子育て学習センター・すこやか子育てセンターにおいて、面接や電話による子育ての悩み相談を行います。また、悩みの解決に向けて適切な相談ができるよう、関係機関との連携を図ります。	それぞれの事業ごとに個別相談等を受けているが、本人の承諾等により市保健師等と密に連携をより包括的な支援を実施した。	発達に課題を抱える子どもは、今後も増加していくことが予想されるが、発達障害に対する専門的理解が十分と言えない。	相談員への専門的知識の取得に努める。
		3	民生委員・児童委員、主任児童委員活動	地域の身近な相談者として、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の周知を図り、相談活動を活性化させます。	民生委員・児童委員の見守り活動を通じ、相談しやすい環境づくりを行った。	特になし	民生委員・児童委員の活動の周知を図る。
		4	家庭児童相談室		家庭児童相談員1名、虐待防止相談員1名による相談 109件	相談内容が複雑化していることから、一層の関係機関との連携が重要となる。	引き続き関係機関と連携を図りながら相談業務に取り組む。
		5	教育相談	青少年センター等において、家庭と学校の連携を図りつつ、教育相談を実施します。問題行動の未然防止、早期発見や適切な対応を実施するとともに、相談員の質の向上に努め、相談活動の充実を図ります。	・相談員による面接相談、電話相談(月～金、10～17時) ・カウンセラーによる心の相談(第1,3火、10～13時)		継続実施
		6	子育てに関する相談体制の整備	子育てに関する様々な悩みに対して適切な相談・指導ができるよう、福祉・保健・教育等相談機関のネットワークを構築し、すみやかにサービスが提供できる相談体制の整備を図ります。	ケース会議を実施した。 子ども子育て課において、家庭児童相談員、虐待防止相談員、母子・父子自立支援員を配置。教育委員会において、スクールライフコーディネーターを配置し、体制整備に努めた。		継続実施 引き続き関係機関と連携を図りながら相談業務に取り組む。
		7	各種相談事業	<再掲>			
		8	こころの相談	<再掲>			
		9	発達支援相談	<再掲>			
		10	保育所等における発達支援巡回相談	<再掲>			
<b>④ 経済的支援</b>							



## 洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度各事業の実績状況について

計画内容				平成27年度の実績状況			平成28年度の方向性	
基本目標	施策の展開	主な事業項目	No	個別施策	取組内容	実施状況	課題	
			1	児童手当の支給	中学校修了までの子どもに、児童手当を支給します。	述べ児童数 58,536名 支給額 646,890,000円		引き続き給付を継続
			2	教育費の支援	小・中学校の教育費の負担が困難な保護者に対して就学援助を行い、教育費の負担軽減を図ります。	年度当初で小学校203名、中学校129名に対し援助を行った。年度途中の申請についても随時受付、認定作業を行い家庭状況の急な変化にも対応できるよう配慮した。		継続実施
			3	出産祝金支給事業	第2子以降を出産し養育されている保護者に、お祝い金を支給します。	出産祝金支給件数及び支給額:147件、7,350,000円		引き続き、PR活動等に取り組む。
⑤情報提供の充実								
			1	子育て情報提供体制の整備	関係機関とのネットワーク化を図り、子育てに関するサービスや遊び場などの必要な情報を取りまとめ、広報だけでなく、ハンドブックの発行、インターネット等各種メディアを活用し、子育ての情報を広く提供します。	広報掲載、子育てハンドブックの発行(739部)、Facebook「なのはくらぶ」での情報発信をし、子育て世代に必要な情報を広く提供した。		引き続き情報提供するとともに、「なのはくらぶ」のさらなる周知のため、「なのは」の着ぐるみを制作しPRしていく。
			2	子育て情報誌の拡充	地域の自主育児サークルと育児支援関係機関が作成した子育て情報誌をさらに充実させるとともに、より身近で効果的な場所への設置・配布を図ります。	子育て情報誌を市HPに掲載した。		引き続き子育て世代の目にとまりやすい場所等に設置する。

## 洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度各事業の実績状況について

計画内容				平成27年度の取組内容			平成28年度の方向性
基本目標	施策の展開	主な事業項目No	個別施策	取組内容	実施状況	課題	
<b>3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり</b>							
<b>(2) 家庭や地域の教育力の向上</b>							
<b>① 家庭の教育力の向上</b>							
		1	家庭教育力の育成	家庭学習の手引きの配布や子育て講演会などへの支援を通じて、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を図ります。	・各小中学校において手引き等を配布した。 ・PTAと連携した講演会等を実施した。		継続実施
<b>② 子育て支援の人材づくり</b>							
		1	育児ボランティア、地域活動ボランティア及びリーダーの育成	育児ボランティアや地域活動を行うボランティア、活動の中心の役割を果たすリーダーの確保及び育成を図ります。特に子育てを終えた人、高齢者などの知識や経験を積極的に活用します。	洲本市社会福祉協議会を通じ、様々なボランティア活動や小地域福祉活動の支援を行った。	ボランティア活動や小地域福祉活動の周知と参加促進	ボランティア活動や小地域福祉活動の周知と参加を促進。
		2	子育てサポーターの育成	子育てサポーターを育成し、子育てサポーターを中心としたネットワークの構築をめざし、地域での子育て支援の推進を図ります。	子育てサポーターの育成について、具体的な育成研修等は開催していない。	子育てサポーターを育成するため、研修会等の開催を行う必要がある。	子育てサポーターの育成に取り組む。
<b>③ 社会全体の子育て意識の醸成</b>							
		1	子ども・子育て支援事業計画の周知	市民に対して「子ども・子育て支援事業計画」を周知させることで、まち全体の子育て支援に対する意識を高めます。	市H. P. において、子ども子育て会議の会議録を公表するとともに、「簡易版」を作成し、公共機関等に設置した。		継続実施
		2	子育て学習センター・すこやか子育てセンター	<再掲>			継続実施
<b>④ 学校教育の充実と相談体制の整備</b>							
		1	自然学校	人や自然とのふれあい、地域社会への理解を深めるために、自然の中での集団宿泊学習を実施します。普段の生活では得がたい様々な体験を通して、学習内容の充実を図ります。	・市内小学5年生が4泊5日宿泊体験「自然学校」を実施した。 ・学校を離れ自然の中で、友だちと過ごすことで、感動的な場面に会い、連帯感、責任感を学び、自立への一歩を踏み出す事業となった。		継続実施
		2	トライやる・ウィーク	中学生が地域や自然の中で、自主性を尊重した様々な活動や体験を通して、生きる力を育みます。学校・家庭・地域の連携を図りつつ事業を実施します。	全中学校で実施した。		継続実施
		3	トライやる・アクション	トライやる・ウィーク推進事業で培われた地域の教育力を活用し、地域の後継者である生徒が地域の良さやふるさとの恵みにふれることができるよう、既存の地域行事等への積極的な参加を促進します。	全中学校で特色ある取組を実施した。		継続実施
		4	道徳教育の充実	ボランティア活動や福祉体験活動等を通じて、道徳的実践力の向上を図り、児童・生徒の思いやりや優しさを育みます。	・年度当初に年間指導計画を作成し、児童生徒の発達段階に応じて、総合的に指導を行った。 ・兵庫ゆかりの人物を取り上げるなど地域の特性を生かした、兵庫県版副読本「こころはばたく」「心きらめく」「心ときめく」「心かがやく」を使用した。		継続実施
		5	人権教育の充実	子ども一人ひとりが差別や偏見を持つことなく、人権の大切さを認識し、すべての人の人権を尊重することができるよう、人権教育の充実を図るとともに、洲本市いじめ防止基本方針を踏まえた取り組みを推進します。	・年度当初に年間指導計画を作成し、各教科、総合的な学習の時間などのそれぞれの特質を踏まえつつ、児童生徒の発達段階に応じて、総合的に指導を行った。 ・いじめに関して、洲本市いじめ防止基本方針を受けて、各校が独自にいじめ防止基本方針を策定し取り組んだ。		継続実施
		6	教育環境の整備	子どもが安心して教育を受けることができるよう、校舎・体育館等学校施設の老朽化対策やバリアフリー対策を実施します。また、多様な学習に対応するための設備の充実など、良好な教育環境の整備を図ります。	・耐震化対策をすることで校舎・体育館の老朽化対策を行った。 ・随時、エレベーター、スロープを設置し、段差をなくす取組を実施した。 ・地球温暖化の影響で夏の暑さが増すため、エアコンの設置を目指した。	必要となる費用が高額となる。	継続実施
		7	開かれた学校づくりの推進		全小中学校で実施した。		継続実施
		8	特色ある学校づくりの推進	各学校において、地域の人材の積極的な活用や、ふるさと学習を進め、地域とともに創意工夫しながら特色ある学校づくりを推進します。	・かがやきプロジェクトにおいて、各校が地域人材・自然・文化を生かした取組を推進した。		継続実施
		9	子どもの相談体制の充実	関係機関との連携を図り、親や教師に悩みを相談できない子どもがいつでも気軽に相談できる体制づくりを整備するとともに、子どもに対して広く情報提供を行います。	・スクールカウンセラーによる相談体制を整備した。		継続実施
		10	特別支援教育	子どもの障害や発達障害の実態に応じた教育課程の編成・実施を図り、個々に応じた適切な指導内容・方法の改善・充実を推進します。	・インクルーシブ教育システムの構築を見据えた取組を行った。 ・通常の学級に在籍するLD、ADHD等の子どもたちを含む特別な支援が必要な子どもたちの自立と社会参加に向けたキャリア形成をめざし、一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行った。		継続実施
		11	適応指導教室	不登校児童・生徒の自立心や社会性を育み、心の安定や生活への適応能力の向上を図り、学校生活への復帰を支援します。	・適応教室を設置した。 ・カウンセラーを配置した。		継続実施
		12	教職員の資質の向上	教職員の資質向上のため、教職員自らが主体的に研修に取り組むことができる体制づくりを図ります。	・校内研修を実施した。 ・教育センターにおいて夏季研修講座を実施した。		継続実施

## 洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度各事業の実績状況について

計画内容				平成27年度の実績状況			平成28年度の方針	
基本目標	施策の展開	主な事業項目	No	個別施策	取組内容	実施状況	課題	平成28年度の方針
			13	安全な教育環境づくり	教職員の危機管理意識を高めるための研修会を実施するとともに、危機管理マニュアルを作成し、施設・設備の改善を進め、安全な学校環境づくりを図ります。	・校内研修を実施した。		継続実施
⑤思春期保健対策の充実								
			1	喫煙・薬物等の有害性についての啓発	学校教育や医師による防煙、受動喫煙防止教育の実施を通じて、煙草や薬物等の有害性・危険性に関する知識を普及させます。	各小・中学校において実施した。		継続実施
			2	心の問題に対する支援	学校にスクールカウンセラーを配置し、子どもの心の問題の早期発見・内面理解に努め、適切な指導を行います。また、各種専門相談員や地域住民の支援体制等の整備も検討しながら、各相談窓口や関係機関での連携強化を図り、多様な心の問題に対する支援を行います。	スクールカウンセラーを配置した。		継続実施

## 洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度各事業の実績状況について

計画内容				平成27年度の取組内容			平成28年度の方向性
基本目標	施策の展開	主な事業項目No	個別施策	取組内容	実施状況	課題	
<b>3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり</b>							
<b>(3)児童虐待防止対策の充実</b>							
<b>①子どもの人権を尊重する社会づくり</b>							
		1	人権教育の推進	市民一人ひとりが差別や偏見を持つことなく、人権の大切さを認識し、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、家庭、学校、地域、企業など社会の様々な場を通じて、人権教育の推進や人権意識の啓発を図ります。	・年度当初に年間指導計画を作成し、各教科、総合的な学習の時間などのそれぞれの特質を踏まえつつ、児童生徒の発達段階に応じて、総合的に指導を行った。 ・人権教育資料「ほほえみ」「きらめき」を使用		継続実施
		2	児童の権利に関する条約等の普及・啓発	子どもの権利に対する理解が深まるように、「児童の権利に関する条約」、「児童憲章」の趣旨や内容の幅広い啓発に向けた取組みを推進します。	・「人権の花運動」…市内4保育所(園)に花の種子などを配付し、互いに協力して花を育てることによって、優しさと思いやりの心を体得してもらうことを目的に実施した。 ・人権作文・標語…市内小中高から作品を募集。優秀作品を「人権を考える集い」において発表した。	・子どもに届きやすい、わかりやすい情報をいかに発信していくか。 ・子どもの保護者の人権意識をいかに高めるか。	子どもに係る内容の取り組みを増やしていく。
<b>②児童虐待の防止・早期発見・早期対応の充実</b>							
		1	子どもの相談体制の充実	<再掲>			
		2	児童虐待防止の啓発	親が子育ての悩みを抱え込むことがないよう、相談窓口の情報提供に努めるとともに、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、要保護児童に関する通告義務等について広く啓発を図ります。	関係機関と連携して、啓発チラシ、ポケットティッシュ等の啓発物品による広報・啓発を実施した。		引き続き関係機関と連携し啓発活動に取り組む。
		3	児童虐待の早期発見・対応のための活動推進	健診や相談など、各保健事業における虐待ハイリスクケースへのフォローや、保育所・幼稚園・学校等での相談事業等を通じた見守りによる早期の発見に努めます。	関係機関における事業等を通じ、早期発見に努めた。		引き続き関係機関と連携し、早期発見に努める。
		4	児童虐待防止に向けたネットワークづくり	子どもへの虐待に対して、適切かつ早期に対応を図るため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関及び地域との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを推進します。	主な連携件数(家庭児童相談室関係) 児童相談所 22件、福祉事務所 10件、保健センター 5件、保育所 3件、学校 4件	ますます複雑化する児童虐待に対応するため、更なるネットワークづくりの推進が必要である。	継続実施
		5	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)	要保護児童等に関する情報交換や支援内容を協議し、地域全体で子どもたちや子育て家庭に対して適切な支援が円滑に行われるよう取り組みます。(代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議の開催)	代表者会議 8月19日 実務者会議 5月22日、7月31日、11月26日、3月1日 ケース会議 11回	代表者会議の開催時期の検討	代表者会議年1回 実務者会議年4回 ケース会議 必要に応じて開催の予定。
		6	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施します。	研修会等参加 年10回		引き続き、子ども家庭センターや関係機関と連携し、児童虐待の防止と要支援児童等を支援。
		7	要保護児童の養育支援	様々な理由により保護が必要であったり、養育が困難である子どもの人権を保護するため、乳児院、児童養護施設、児童福祉施設等への入所や里親委託などによる健全な養育を支援します。	必要に応じて要保護児童対策協議会ケース会議を開催し、早期発見、早期対応に努めた。		引き続き、要保護児童対策協議会で対応。

## 洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度各事業の実績状況について

計画内容				平成27年度の実績内容			平成28年度の方針
基本目標	施策の展開	主な事業項目No	個別施策	取組内容	実施状況	課題	
<b>3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり</b>							
<b>(4) 次代の親の育成</b>							
<b>① 子育て 意識の醸成</b>							
		1	思春期における子育てふれあい活動	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」及び地域連携推進活動(地域に活かす「トライやる・アクション」)において、希望する中学生が保育所や幼稚園等で乳幼児との交流を図ります。	各中学校において実施した。		継続実施

## 洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度各事業の実績状況について

計画内容				平成27年度の取組内容		平成28年度の方向性
基本目標	施策の展開	主な事業項目No	個別施策	取組内容	実施状況	
<b>3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり</b>						
<b>(5) 食育の推進</b>						
<b>① 食育の推進</b>						
		1	「食」に関する啓発活動の推進	乳幼児健診・相談事業等を通じて「食」に関する実態を把握し、親子が食べ物や食習慣に関心を持つことができるように働きかけます。	乳幼児健診・相談事業等を通じて、保護者が、親子の食事のリズムと内容と量とをみることで、食に関する生活を意識し、今後どうしていったら良いのか見通しを持つことができるよう支援した。	継続実施
		2	食育活動の推進	兵庫県洲本健康福祉事務所をはじめ関係機関と連携を図りながら、保育所・幼稚園・学校等において各発達段階に応じた食育を実施し、望ましい食習慣の定着を推進します。	各幼・小・中学校において実施した。  洲本市食育推進計画を評価し、第2次計画を策定した。  保育所において、管理栄養士の指導の下、適切な栄養管理に基づいた給食を実施するとともに、毎月1回管理栄養士と各所(園)の調理師の定例会を持ち、情報共有に努めた。	継続実施  食育推進(第2次)計画の推進  栄養計算システムを導入し、よりきめ細やかな栄養管理に取り組む。
		3	学校における継続的な食育実践の推進	食生活に配慮し、かつ地域の特色を生かした食育を行うため、家庭及び地域との連携強化を図ります。また、食育の基礎・基本を教科の学習内容として学び、食育と教科内容の関連性を十分に理解した指導が必要であることから、食育指導に関する教材等を活用し、学校において効果的かつ継続的な食育実践を推進します。	各幼・小・中学校において実施した。	継続実施
		4	学校給食を活用した食育の推進	学校給食によって、望ましい食習慣と食に関する正しい知識を身に付けることができる機会を提供します。さらに、地場産物の活用・米飯給食における旬の食材を使用した献立の充実等により、自然の恵みや勤労の大切さなどについて関心を深めることができるよう、学校給食を活用した食育を推進します。	・手作り献立による栄養バランスのとれた学校給食の提供を実施し、地元食材を使用した「地産地消の日」を月2回実施した。 ・給食だよりに、食の大切さや基本的な食に関する情報などを掲載した。	継続実施

## 洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度各事業の実績状況について

計画内容				平成27年度の取組内容			平成28年度の方向性	
基本目標	施策の展開	主な事業項目	No	個別施策	取組内容	実施状況		課題
<b>3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり</b>								
<b>(6)子どもの安全・安心の確保</b>								
<b>①子どもの交通安全を確保するための活動の推進</b>								
			1	交通環境の整備	通学路を中心とした交通安全施設の整備、違法・迷惑駐車や放置自転車の防止、交通規制の適正化などによる良好な交通環境の確保を図ります。	・通学路安全推進委員会委員による通学路安全点検を実施した。 ・各校で交通安全教室を実施した。 ・職員、地域の人と登下校指導や見守りを行った。	継続実施	
			2	交通安全教育の推進	保育所・幼稚園・学校等における交通安全教室の充実を図り、一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、交通ルールや自転車通行のマナー等の指導を行い、子どもの交通事故防止を推進します。	・幼児園児…17か所、実施回数120、延べ参加人数9,073 ・小学生 …11校、実施回数15、延べ参加人数2,012 ・中学生 …5校、実施回数5、延べ参加人数368	家庭、地域などへの知識の普及の必要性。	現行計画の取り組みを継続実施
			3	交通安全意識の高揚	市民全体に対し、街頭啓発等を通じて交通安全の意識を高め、交通マナーの向上を促進します。	・四季の交通安全(事故防止)運動、広報紙やATV等を活用した広報活動、横断幕やのぼり旗等の設置などを行った。	家庭、地域などへの知識の普及の必要性。	現行計画の取り組みを継続実施
<b>②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</b>								
			1	地域環境の整備	子どもの健全育成のために、地域住民の協力を得て、地域子育てネットワーク推進協議会やボランティア等の連携のもと、地域安全活動の強化、犯罪を誘発するような社会環境の浄化、青少年の非行防止、自主防犯意識の普及・啓発など、地域環境の整備を図ります。	洲本市子育てネットワーク推進協議会にて、下記の取組を行った。 横断幕、懸垂幕の掲揚、市内行事等においてポケットティッシュなどの啓発物品による広報・啓発、研修会の開催等	継続実施	
			2	防犯活動の推進	学校教護委員会の定期的な開催による情報交換や、防犯協会、青少年補導員、自主防犯グループと連携したパトロールにより、犯罪の抑止を図ります。また、「子どもを守る110番の家・店」や防犯カメラの設置等により、子どもの犯罪被害の未然防止を推進します。	・学校、地域、関係機関が連携した取組を実施した。 ・登下校見守り、街頭補導等を行った。	継続実施	
			3	安全な教育環境づくり	<再掲>			
			4	被害にあった子どもの保護	スクールカウンセラーの配置等を通じて、子どもの立ち直りや、その後の健全な育成を支援します。	・スクールカウンセラーを配置した。	継続実施	
<b>③子どもを災害から守るための活動の推進</b>								
			1	防災教育の推進	子どもを災害から守るまちづくりの推進に向けて、保育所・幼稚園・学校等における避難訓練や防災教育を実施します。	保育所において、様々な状況を想定しての避難訓練を月1回実施した。  各校園において、災害発生時の対応について指導するとともに、避難訓練を実施した。	継続実施  継続実施	
			2	地域における防災活動の促進	地域での防災訓練等の開催を促進し、自主防災組織の普及・啓発と組織の強化を図ります。	平成27年11月1日実施の洲本市総合防災訓練等、市内の各地域においてそれぞれの特性に応じた地域主体の防災訓練、防災学習会の実績は確認でき、地域防災力の向上は図れたものと認識しているが、子ども子育て施策の視点を含めた地域における防災の取り組みはほとんど対応できていないものとする。	防災担当部局が、本市で進めている災害対策に子ども子育ての視点を含める必要性について認識し、地域防災計画へ子ども子育て支援を意識した防災施策を記載することとし、地域に対しては子ども子育て施策を意識した防災活動の取り組みについて理解を求める必要があると考える。	子ども子育て施策に対する地域の取り組みとして、「防災」を「交通安全」、「防犯」等の安心安全の関連施策と一元化したひとつのパッケージとして、地域に協力を求めていけるよう組織内で調整を図るべきと考える。
<b>④子どもを取り巻く有害環境対策</b>								
			1	健全な環境づくりの促進	警察等関係機関との連携を強化し、有害な図書類の販売店及び玩具類取扱店、ビデオレンタル店、カラオケハウス等への訪問調査・指導を通じて有害環境の浄化を図ります。	・警察官による集会での講話の実施した。 ・教護委員会委員による定例補導を実施。島祭りや弁天祭りでは、特別補導をして、児童生徒の健全な育成を図った。	継続実施	

## 洲本市子ども・子育て支援事業計画 平成27年度各事業の実績状況について

計画内容				平成27年度の取組内容			平成28年度の方向性
基本目標	施策の展開	主な事業項目No	個別施策	取組内容	実施状況	課題	
<b>4 子育てと仕事を両立できる環境づくり</b>							
<b>(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し</b>							
<b>① 男性の家事・育児参加の促進</b>							
		1	男女共同参画意識の普及	固定的な性別役割分担意識を見直し、家庭生活においても男女がともに共同で担うことの重要性を浸透させるために、様々な機会や媒体を通じて、男女共同参画意識の啓発に向けた取組みを推進します。	・セミナー…①平成27年12月14日開催、テーマ「起業について」、参加者13人 ②平成28年2月27日開催、テーマ「夢に向かって落語に生きる」、参加者49人 ・広報紙… 広報すもと6月号に「男女共同参画週間」の記事を掲載	家庭における役割分担意識の解消につながる情報等をどのように発信するか。また、そのための学習(セミナー等)の検討。	情報等の充実を図る。
		2	父親向け子育て学習機会の提供	父親が子育てに関する知識を学んだり、十分に情報が得られるよう、マタニティメイトや育児教室、家庭教育学級等の開催にあたって、父母を対象とした事業内容の充実を図り、学習機会を提供します。	子育て学習センター事業で、母親だけでなく、父親も対象とした事業を実施した。家族で参加できるよう、事業を日曜日に実施するよう開催日を工夫した。		継続実施
<b>② 職場環境の整備</b>							
		1	育児休業制度等諸制度の普及・啓発	子育てと仕事が両立できるように、育児休業制度等の制度の趣旨や内容についての普及・啓発を図ります。	制度PRのためのチラシ配布やHP・広報等に掲載し普及・啓発を図った。		継続実施
		2	労働条件の改善の啓発	子育てで家庭が就業生活と家庭生活の両立を図り、ゆとりある生活を送ることができるように、フレックスタイム制、労働時間の短縮など、子育てに配慮した労働条件の改善に向けた啓発を推進します。	制度PRのためのチラシ配布やHP・広報等に掲載し普及・啓発を図った。		継続実施
		3	職場における意識改革の推進	子育ての社会的役割の認識、男女の固定的な性別役割分担意識の解消や、家庭における男女共同責任の認識の浸透を図り、子育てと仕事を両立できるように、職場全体が協力し合う機運の醸成を図るための啓発を推進します。	制度PRのためのチラシを配布し普及・啓発を図った。		継続実施
<b>③ 就業や再就職支援の充実</b>							
		1	就業情報の提供・相談	関係機関との連携を図り、就業情報の提供に努めるとともに、気軽に利用できる職業相談の場の設置を検討します。	ハローワーク求人情報を毎週HPに更新掲載し、オンライン提供サービスの実施、サポートステーション活用啓発などを行った。		継続実施
		2	女性の職業能力の開発に向けた支援	女性の就業あるいは再就職を促進するために、技術・技能を修得できる講習会の開催等、能力開発に向けた支援を行います。	国・県の制度を活用し、女性の就業を促進するとともに、支援制度のPRに努めた。		継続実施